

第 15 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 3 年 9 月 3 0 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 3年 9月30日(木) 15時31分～16時10分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議席の指定
日程第3 部会委員の指名
日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第6 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第7 報告第4号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者推薦に係る賛同の件
日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件
日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第11 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第12 議案第4号 現況証明願の件

●出席委員

1番 島部 亨 2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子 4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴 6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀 8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉 10番 谷口 栄治 11番 廣江 英幸 12番 後藤 和則
13番 西川 幹生 14番 相澤 研二 15番 浅井 隆久 16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文

●欠席委員

なし

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

13番 西川 幹生 14番 相澤 研二

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に13番 西川委員、14番 相澤委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 議席の指定

○議長（島部会長） 日程第2 議席の指定を行います。9月22日付けで新たに芽室町農業委員になりました廣江委員の議席を決めたいと思います。

芽室町農業委員会会議規則第7条第2項に「欠員、補充等により新たに就任した委員の議席は、議長が定める。」また、芽室町農業委員会会議規則運用規程第6条に「欠員、補充等により任命された委員の議席は前任者の議席をあてることを例とする。」とあります。これらの規定により、私の方で議席の指定をしたいと思います。

廣江英幸委員の議席番号は 11番とします。

以上で 日程第2 を終わります。

●日程第3 部会委員の指名

○議長（島部会長） 日程第3 部会委員の指名を行います。引き続き、廣江委員の所属部会を決めたいと思います。芽室町農業委員会会議規則第7条第2項に「部会委員は、会長が指名する。」とされています。

従いまして、私の方から部会委員を指名したいと思います。

廣江英幸委員を農政部会委員に指名いたします。

以上で 日程第3 を終わります。

●日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番から3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第6 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、相澤現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○14番（相澤委員） 14番相澤です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告します。

9月17日に現地調査委員会を開催しました。調査委員に島部会長、後藤委員、そして私、事務局より藤野局長、土田次長。午前9時に役場会議室で開会され、調査概要の説明を受けた後、次の件について現地調査を実施しました。

【番号1番】

調査の結果、農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第7 報告第4号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者推薦に係る賛同の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 報告第4号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定公社推薦に係る賛同の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第4号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者推薦に係る賛同の件。芽室町から北海道指導農業士及び北海道農業士の認定候補者を推薦するにあたり、当委員会に賛同を求められましたので、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第5号の規定に基づき、別紙記載の認定候補者の推薦に賛同したので報告する。

【認定候補者氏名等朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないもとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。以上で議案第1号を終わります。

●日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をします。

○9番（平林委員） 9番平林。昨年経営移譲し経営を引き継いだ譲受人に話を伺ってきました。土地の所在は、譲受人の自宅の400メートルほど手前、道路の左側、川側にあります。申請地を挟み南北に圃場があるが、申請地付近の中ほどに傾斜があり、作付けに難儀している圃場で、今回、美生西地区畑総合事業が実施されるにあたり、当該地を取得し、当該地を含めた圃場全体で起伏調整を図りたいとのことでした。他への影響もなく問題のない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。譲受人に状況を確認してきました。申請地は、十勝川右岸中島地区にある農地10筆、圃場としては3筆であります。長年賃貸借を受け譲受人が耕作している農地であり、経営には欠かせない農地となっています。周辺に与える影響もないことから問題のない案件と思われます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、案件ごとに採決を行います。まず、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松代理から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（敬松委員） 2番敬松。現地調査を行いました。申請地は譲受人の自宅から西に約1キロメートルに位置し、25年ほど前から賃貸借しています。今回譲渡人の希望で売買となりました。譲受人は長年要職を務めており、最近は息子さんを中心に経営しています。長期間賃貸借していることもあり周囲の理解も得られ問題のない案件と思われます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区委員であります 浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井。先日現地調査を行いました。今回の農地は、西士狩の高台のてっぺんといいますか、西士狩の墓地の西側にある畑で以前、山を切り開いてできた畑です。北側にも農地がありますが、南側が高く段差となっていることから、今回土を採取し、平らにし長い畝で耕作を希望するとのこと。周りに貸人以外の農地がないことから迷惑をかけることもない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤です。先日現地調査を行いました。これまで数回砂利採取を行ってきた続きの畑で今回も優良農地とするために砂利採取を行うものです。隣接するもう一方の貸人については、その方の畑だけですと搬出入の通路を確保できないことから、2戸の農業者の畑を同時に実施することとなりました。2戸の農業者間でも協議済です。他に与える影響もないことから問題のない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号2番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号11番から14番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号15番から19番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号15番から19番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号15番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号15番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号16番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号16番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号17番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号17番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号18番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号18番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号19番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

んか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号19番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第4号を終わります。

●日程第12 議案第5号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第5号 現況証明願の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） 次に、相澤現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○14番（相澤委員） 14番、相澤です。9月17日に現地調査委員会が開催されました。調査委員は 島部会長、後藤委員、と私 相澤の3人で、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午後9時に開会され、調査箇所について事務局及び担当委員の説明を受けた後、今事務局より説明のあった件について現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1について「農地」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） ただいま、相澤現地調査委員長及び事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。以上で、議案第4号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

(16時10分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3年 9月30日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員